

豊明市監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第3項、第4項及び第7項の規定に基づく定例監査等を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和元年12月23日

豊明市監査委員

古橋 洋 一
近藤 裕 英

- 1 監査の対象
行政経営部 財政課
- 2 監査の期間
令和元年7月18日から令和元年8月7日まで
- 3 監査の範囲
平成31年4月1日から令和元年6月30日までに執行した事務事業
- 4 監査の項目
 - (1) 収入事務
 - (2) 支出事務
 - (3) 契約事務
 - (4) 財産管理事務
 - (5) 一般事務
- 5 監査の結果
今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
- 6 監査の対象
出納室
- 7 監査の期間
令和元年8月8日から令和元年8月26日まで
- 8 監査の範囲
平成31年4月1日から令和元年6月30日までに執行した事務事業

9 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

10 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

1.1 監査の対象

豊明市老人クラブ連合会及び当該団体を所管する健康長寿課

1.2 監査の期間

令和元年8月23日から令和元年9月13日

1.3 監査の方法

豊明市社会福祉団体活動費補助金交付要綱に基づく平成30年度豊明市老人クラブ連合会補助金にかかる出納その他の事務の執行について、提出された監査資料に基づき、関係人から説明を聴取するとともに関係帳簿の監査を実施した。

1.4 監査の結果

今回監査した豊明市老人クラブ連合会及び当該団体を所管する健康長寿課に対する豊明市社会福祉団体活動費補助金交付要綱に基づく平成30年度豊明市老人クラブ連合会補助金にかかる出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

1.5 監査の対象

公益社団法人豊明市シルバー人材センター及び当該団体を所管する健康長寿課

1.6 監査の期間

令和元年8月23日から令和元年9月13日

1.7 監査の方法

豊明市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱に基づく平成30年度豊明市シルバー人材センター補助金にかかる出納その他の事務の執行について、提出された監査資料に基づき、関係人から説明を聴取するとともに関係帳簿の監査を実施した。

1 8 監査の結果

今回監査した公益社団法人シルバー人材センター及び当該団体を所管する健康長寿課に対する豊明市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱に基づく平成30年度豊明市シルバー人材センター補助金の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

1 9 監査の対象

市民生活部 債権管理課

2 0 監査の期間

令和元年9月2日から令和元年9月24日まで

2 1 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年7月31日までに執行した事務事業

2 2 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

2 3 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

2 4 監査の対象

市民生活部 税務課

2 5 監査の期間

令和元年9月3日から令和元年9月27日まで

2 6 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年7月31日までに執行した事務事業

2 7 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

28 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

29 監査の対象

議会事務局 議事課

30 監査の期間

令和元年10月2日から令和元年10月25日まで

31 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年8月31日までに執行した事務事業

32 監査の重点項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

33 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

34 監査の対象

教育部 学校教育課・学校支援室

35 監査の期間

令和元年9月20日から令和元年10月30日まで

36 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年8月31日までに執行した事務事業

37 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

38 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、下記小中学校の備品及び公金等の管理事務について、物品及び現金の保管状況を調査したところ、おおむね良好な管理がなされていると認められた。

監査実施日及び対象施設名

令和元年10月30日及び令和元年11月11日

沓掛小学校

中央小学校